

社会福祉法人 育生会  
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人育生会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員に支給する報酬及び旅費について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(実費弁償)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したとき、並びに監事が法人及び施設に出向き、運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合は、実費弁償費を支払うことができる。

(報酬)

第4条 役員が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1に定める報酬を支給する。  
2. 評議員が評議員会に出席したときは、別表1に定める報酬を支給する。  
3. 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に及び理事会に出席したときは、別表1に定める報酬を支給する。  
4. 役員が理事会出席以外及び評議員が評議員会出席以外で、法人及び施設の運営のためにその業務に当たった場合は、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、役員については、年間500万円を上限とし、評議員については、各年度の総額が500,000円を超えない範囲とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程により旅費等を支給する。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準とし、公表するものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改正)

第8条 本規程を改正する場合は、評議員会の承認を得るものとする。

別表1

内 容	報 酬
理事会出席報酬	日額10,000円
評議員会席報酬	日額10,000円
監事監査業務等報酬	日額10,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬	日額10,000円

報酬は、所得税法の規定に基づき所定の源泉徴収額を控除した後の額が別表1に定める額となるよう算定するものとする。

## 附 則

- 1 この規程は、平成18年 5月29日より施行する。
- 1 この規程は、平成20年 11月27日より施行する。
- 1 この規程は、平成25年 4月 1日より施行する。
- 1 この規程は、平成27年 4月 1日より施行する。
- 1 この規程は、平成28年 1月 1日より施行する。
- 1 この規程は、平成30年 12月21日より施行する。